(1)訪問型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	
2	АЗ	訪問型サービス (独自/定率)	 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。 	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A4	訪問型サービス (独自/定額)	 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。 	

No.	サービス 種類コード	ベースと なる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービス コード名称	利用者負担	利用者 負担割合· 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象/対象 外
1	A2	介護予防 訪問介護	国が 規定	市町村が規定 ※1	国が規定する	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様 ※2	国が規定
2	АЗ	<i>t</i> >1	市町村が	市町村が	────────────────────────────────────	国が規定する	市町村が 規定	定率	市町村が	市町村が
3	A4	なし	規定	規定※5		サービスコード から選択して規定		定額	規定※3	規定

- ※1 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。
 - 今和3年3月分までは国が規定する単位数を上限とする。令和3年4月分以降は国が規定する単位数を目安とし、市町村が単位数を設定する。
- ※2 A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。また同様に受給者異動連絡票情報に3割負担の情報 を設定することで自動的に3割負担対象となる。
- ※3 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。 なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。
- ※4 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
- ※5 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような○○%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

(2)通所型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	
2	A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類コード	ベースと なる 予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービス コード名称	利用者負担	利用者 負担割合· 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象/対象 外			
1	A6	介護予防 通所介護	国が 規定	市町村が規定 ※1	国が規定する	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様 ※2	国が 規定			
2	A7	<i>+</i> >1	市町村が	市町村が	────────────────────────────────────	選択して	選択して	選択して	国が規定する	市町村が	定率	市町村が	市町村が
3	A8	なし	規定	規定※5		サービスコード から選択して規定	規定	定額	規定※3	規定			

- ※1 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。
 - 令和3年3月分までは国が規定する単位数を上限とする。令和3年4月分以降は国が規定する単位数を目安とし、市町村が単位数を設定する。
- ※2 A6については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。また同様に受給者異動連絡票情報に3割負担の情報 を設定することで自動的に3割負担対象となる。
- ※3 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。 なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。
- ※4 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
- ※5 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

(3)その他の生活支援サービスの場合

No.	サービス 種類 コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付			
1	A9	その他の生活支援サービ ス(配食/定率)	 配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。 				
2	AA	その他の生活支援サービ ス(配食/定額)	 配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。 				
3	AB	その他の生活支援サービ ス(見守り/定率)					
4	AC	その他の生活支援サービ ス(見守り/定額)	 見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。 	市町村が作成して 国保連へ送付 			
5	AD	その他の生活支援サービ AD その他が生活支援サービ その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。					
6	AE	その他の生活支援サービ ス(その他/定額)	 その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。 				

No.	サービス 種類 コード	ベースと なる予防 給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に 出力する サービスコード 名称	利用者負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象/対象 外
1	A9							定率		
2	AA		 市町村		国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定する サービスコード から選択して規 定	市町村が 規定	定額	市町村が 規定※1 -	対象外
3	AB	4~1		市町村が				定率		
4	AC	なし	が規定	規定※3				定額		
5	AD							定率		
6	AE							定額		

- ※1 A9~AEの利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。 なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。
- ※2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
- ※3 A9~AEについては、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。
 3 -

(4)介護予防ケアマネジメントの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	AF	介護予防 ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価等を規定するサービス種類。 ※1、※2、※6	市町村が作成して 国保連へ送付※5

No	0.	サービス 種類コード	ベースと なる予防 給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に 出力する サービスコード名称	利用者負担	支給限度額 管理対象/ 対象外
1		AF	介護予防 支援	国が 規定 ※6	市町村が規定※6	国が規定する地域 単価から選択して 市町村が規定	国が規定す るサービス コードから選 択して規定 ※7	市町村が 規定※7	なし	対象外

- ※1 平成27年3月31日時点で、介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
- ※2 事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成27年4月サービス分より、事業対象者は平成29年4月サービス分より、 <u>また要介護者は令和3年4月サービス分より、</u>国保連合会を経由した支払が可能である。 なお、国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。
- ※3 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
- ※4 受給者が居宅介護支援又は介護予防支援を受けている月については、同じ月に介護予防ケアマネジメントを受けることはできない。
- ※5 市町村が国保連合会に総合事業の介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービスコード異動連絡票を送付する必要がある。
- ※6 平成29年4月分より、国が規定する内容をベースとして、例えば本体報酬と加算を組み合わせて規定するといったように、 市町村が独自に規定することも可能とする。
 - 令和3年3月分までは国が規定する単位数を上限とする。令和3年4月分以降は国が規定する単位数を目安とし、市町村が単位数を設定する。
- ※7 平成29年3月分までは、国が規定したサービスコード・名称を使用する。
- ※8 AFについては、率を規定するサービスは設定できない。